

開発協力適正会議 第2回 会議録

平成24年1月31日（火）
外務省新庁舎7階講堂

《議題》

1 中野政務官からの冒頭挨拶

2 報告事項

- (1) 前回会議におけるコメントのフォローアップ
- (2) 国別援助方針のパブリックコメント募集について

3 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) インドネシア「高病原性鳥インフルエンザおよび新興・再興感染症対策のための国立および州検査室強化計画準備調査」（無償資金協力）
- (2) スリランカ「アヌラダプラ県北部上水道整備事業準備調査」（円借款）
- (3) ネパール「トリブバン国際空港近代化計画準備調査」（無償資金協力）
- (4) バングラデシュ「チッタゴン上水道整備事業準備調査」（円借款）
- (5) パキスタン「気象災害予報・伝達能力強化計画準備調査」（無償資金協力）
- (6) モロッコ「漁業調査船建造事業準備調査」（円借款）

4 事務局からの連絡

1 中野政務官からの冒頭挨拶

○小川座長 時間になりましたので、第2回開発協力適正会議を始めさせていただきます。まず、開催に当たりまして、中野譲外務大臣政務官よりご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○中野政務官 どうも皆さんこんにちは。ご紹介いただきました、今、外務大臣政務官を務めさせていただきます中野譲と申します。本日は第2回の会合ということで、大変お忙しい中お集まりいただきまして、外務省を代表いたしまして一言感謝を申し上げさせていただきますと思ひます。今、外務大臣政務官はが3名おりまして、本来であれば、ODAは加藤政務官が担当ですが、本日は残念ながら出席できないということで、私が代わりに出席させていただきますが、ご容赦いただきたいと思ひております。昨年12月に平成24年度の概算予算で、十数年ぶりにODAが、減少傾向から若干、12億円ではございますが増額し、減少傾向には、何とか玄葉外務大臣のもとで歯止めをかけることができました。平成24年度は4,180億円のODA予算を使っていくということでございます。その中で実は、私もかつては開発援助に携わっていた時期もございまして、やはり日本の顔がしっかりと見える開発援助をしてもらいたいということは、私、個人的にも政治家として強く願っていることでございます。その中で、昨今、外務省はPDCAサイクルということで新しい試み始めておられますけれども、ご案内のとおり、P（計画）とD（実施）とC（評価）とA（改善）の中身がしっかりとインプルーブされていかなければ、本当の意味でのしっかりとしたODAが、その国のためにもなり、そして日本の国益にもかなうということにはつながりませんので、特にCの部分のチェックを、委員の方々からしっかりと、忌憚なくご意見をいただきながら、その先の事業がより充実した、そして成果の上がるものになるようにいろいろなご意見をいただければと思ひますので、今日はよろしくお願ひ申し上げます。どうもありがとうございます。

○小川座長 どうもありがとうございます。

2 報告事項

(1) 前回会議におけるコメントのフォローアップ

○小川座長 それでは、報告事項に移らせていただきます。まず、昨年10月に行われました第1回会合における委員からのコメントに対するフォローアップ状況について、外務省とJICA側からご報告をいただきたいと思ひます。

○事務局（本清） 外務省の開発協力総括課長の本清でございます。よろしくお願ひいたします。前回の会合で皆さんから出されましたコメント要旨と、これに対する対応ぶり、「第1回開発協力適正会議 委員からのコメント要旨と対応ぶり」というペーパーを用意させていただきますので、こちらをご覧くださいと思ひます。

います。対応が必要な事項については、議事録から抜き出しているもので漏れはないと思いますけれども、同じご趣旨と思われるコメントについては、適宜こちらの事務局のほうでまとめさせていただきました。ラオスの「南部地域保健サービスネットワーク強化計画」につきましては、前回会合に際して、横尾先生からいただいた事前のコメントに対して、当方の説明が不十分というご指摘をいただきました。また、松本先生からも、前回会合において、共通の問題意識によるコメントをいただいていることもあり、配付資料の説明に加えて、この場で若干補足をさせていただきたいと思います。松本委員からは、現地で一般的な在宅診療等のコミュニティベースの従来型サービスを強化するほうが施設の強化よりも優先ではないか、というコメントをいただいております。また、横尾委員からは、前提状況をきちんと分析して、施設を整備することでその活用効果が見込めるのかとのコメントをいただいております。これらのコメントは、より広く開発課題の解決のために事業内容が最適と言えるのかどうかという、いわばODAの事業全体にかかわる一般的な問題として理解しておりますが、本件について言えば、外務省及び実施機関であるJICAさんとして、コミュニティ方式とセンター方式は相互補完的な関係にあるので、相乗効果を高めていくことが重要と考えております。このような考え方から、資料に記載してありますとおり、対象センターがコミュニティサービスの拠点としても機能するよう、調査を行うこととしております。また、立地周辺地域の交通、物流インフラ、地域住民の意識等を総合的に勘案し、妥当性の判断、対象サイトの設定などを行っていきたいと考えております。また、ほかの幾つかの案件に関する共通のコメントとして、情報をきちんと整理して的確に伝えてほしいというコメントをいただいております。この点につきましては、今後作成する資料において皆さんのコメントを踏まえていきたいと思っておりますので、我々も工夫はしたいと思っておりますが、委員の皆様から、読み手のお立場から、こういった書き方のほうがわかりやすい、ここがわかりにくいといった具体的なコメントをいただいで、今後とも資料をよくするようにしていきたいと考えております。外務省からは以上です。JICAから補足があればお願いします。

(JICAからは特になし)

○小川座長 今の本清課長からのご報告について、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(2) 国別援助方針のパブリックコメント募集について

○小川座長 それでは、次の「国別援助方針のパブリックコメント募集について」ということで、これも本清開発協力総括課長からご報告をお願いしたいと思います。

○事務局（本清） 国別援助方針のパブリックコメントの募集についてご説明申し上げます。平成22年6月に公表しました「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」におきまして、事業仕分けにおけるご指摘も踏まえて、国ごとの援助の重点分野や方針を一層明確にするため、国別援助計画を簡潔で戦略性の高いものに改変

する、そのため、内容及びプロセスを簡素化、合理化した上で、原則としてすべてのODA対象国について策定するとの提言が出されました。これを受けまして、従来の国別援助計画の名称を「国別援助方針」と改めまして、内容にメリハリをつけつつ簡素化した上で、選択と集中という考えのもと、原則としてすべてのODA対象国について支援方針を策定することにいたしました。策定プロセスについても、現在、迅速化しているところでございます。既に公開している事業展開計画は、本国別援助方針に統合されまして、その附属書類として位置付けられることとなります。この国別援助方針の策定につきましては、前回も簡単にご説明申し上げましたが、本件適正会議の設置や見える化リストの公開・改訂とともに、ODA事業の透明性の向上と継続的改善に向けた外務省の取組の柱の一つに位置付けているものでございます。2011年から3年間で、毎年40か国から50か国を対象に策定する予定でございまして、本年3月までに、第1バッチということで42か国の策定を予定しております。このうちパキスタン、パラグアイ、ホンジュラス、コスタリカ、エクアドル、ルワンダの6か国については、先週金曜日にパブリックコメントの募集を開始いたしました。皆さんのお手元には、イメージを持っていただくために、パラグアイの資料をお配りさせていただいております。パブリックコメントについては来月22日まで受け付けますので、幅広い方々から建設的なコメントが寄せられることを期待しております。詳細は外務省のホームページに公開されておりますので、そちらをご参照願います。6か国以外につきましては、準備が整い次第、随時パブリックを開始する予定になっております。以上です。

○小川座長 国別援助方針のパブリックコメント募集についてご説明がありました。委員の皆さんから、ご質問、ご意見がありますか。

○高橋委員 日本国際ボランティアセンターの高橋です。ありがとうございました。このパブリックコメントの扱いについてですが、今、募集をしているということですから、集められたコメントの扱い方、もしくは、コメントの公開の仕方、公表の仕方についてはどのように考えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

○説明者（徳田） 国別開発協力第二課長の徳田でございます。この方針全体のとりまとめをしております。その立場からお答え申し上げます。いただいたコメントを、マンパワーの制約はありますけれども、できるだけ、こうしたコメントがあって、それに対してこのように処置をしたということをもとめた形で、私どものほうで整理し、かつ、それを公開したいと考えております。以上です。

○小川座長 ほかにいかがでしょうか。

○松本委員 今のことは、公開した後の対応について、何か議論の場があるとかというよりは、とにかく外務省としての見解を示すというところにとどまるという理解でよろしいですか。

○説明者（徳田） もちろん、いただいたコメントを踏まえて私どもは改めて検討し、ご指摘を踏まえて、直すべきところは直すことはあり得るかと思っております。そう

した一連の作業についてこうしたコメントがあって、それについて外務省としてはこのような判断からこのように対応したということを整理して、かつ、公表するという対応をとろうとしているところでございます。

3 プロジェクト型の新規採択調査案件

○小川座長 ほかにはよろしいでしょうか。それでは、報告事項はこれで終わります。次に、議題3「プロジェクト型の新規採択調査案件」について議論を始めさせていただきますと思います。新規採択案件8件のうち、本日取り上げますのは、ここにありますインドネシア、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、モロッコの6件です。これは事前に委員側で8件すべてに目を通した上で、会議の時間的制約にもかんがみまして、特に協議を希望する6案件を選定したものであります。個別案件に入る前に、今回、報告案件として事務局から概要資料が提供された案件の扱いについて、松本委員からコメントが出されていますので、松本委員、ご発言いただきたいと思います。

○松本委員 ありがとうございます。今回、事前に送付された中に、今、配付資料の中にもある参考リストとして報告案件が8つ挙がっています。これについては、事前のメールでの連絡ではファスト・トラック案件ということで、ここでは議論しないというような理解を私はしました。ただ、この会議の開催要綱の中で、協力準備調査に入る前にここで議論するという理解でいましたので、そこから除外されるものがあることについては事前の段階では認識していませんでしたので、これがどうして報告案件の形になっているのかと。実は、PPPインフラについても報告案件として出てきているわけですが、報告案件というものについて外務省の見解を伺いたいと思います。

○小川座長 今回のコメントについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（本清） 松本委員のコメントに対して、外務省としての考え方をご説明申し上げます。この開発協力適正会議の開催要綱に、原則として、JICAさんによる協力準備調査が行われるプロジェクト型の無償資金協力及び円借款の個別案件について、協力準備調査開始前のものを対象とすると記載されていることはご存じかと思えます。前身の無償資金協力実施適正会議では、個別案件の案件形成後に外部の有識者にご議論をいただいていたわけですが、このタイミングで有識者の、皆様から出された意見が当該事業に十分に反映できないといった反省から、本件適正会議では、こうした機会を協力準備調査開始前に設けることにしました。外務省とJICAで考えておりますのは、通常の新規案件の採択については、年4回の案件検討会議というものを一括して採択しているということでございます。適正会議では、この案件の一括採択から調査開始前までの準備期間の間に開催して、ご議論いただくということを進めておりますが、前にも申し上げましたように、すべての案件を年4回の特定期間に採択できるわけではないところがございまして、これは外交上の必要性や執行管理の関係から急遽採択するケースがどうしても出てきてしまいます。我々は、そうしたことは避けたいと思っておりますけれども、不定期の採択案件については、協力準備調査開始前のタイミングで本件適正会議にかけることがで

きないが、報告案件という形で、通常案件と同じフォーマットで、無償案件等についてはさせていただいております。PPPについては同じフォーマットではありませんが、この委員会の準備会合でしたか、PPPも投融资関係も含めて対象になるのかというご議論があったと記憶しておりますけれども、こうしたものも排除するものではないとお答えしたので、情報提供させていただいている次第でございます。もちろん、特段の事情がない限り、一括採択によることが原則ですので、不定期な採択は例外と位置付けておりますが、今回提出させていただいた参考資料をご覧いただければ、PPPについてはともかく、タイの洪水被害やフィリピンの台風被害を受けて、タイやフィリピン及び周辺国を含むASEANの支援ニーズがにわかに高まったため、ASEAN地域のサプライチェーンは非常に大きな被害が生じたということがありますので、我が国の経済活動にも影響していることから、急遽案件形成を進めることにしたものでございます。あと、来年度の予算についても先ほど政務官からお話がありましたが、その中で、中小企業の技術を活用したODA案件というものも積極的に進める予定になっておまして、この案件についてもスピード感を持って案件形成をしていくことを考えなければいけない場合がありますので、四半期に一度のタイミングの一括採択で、調査前の段階でこの適正会議に合わせられない可能性もあることも、正直にこの場で申し上げて、委員の皆様には、事情についてはご理解いただければと思います。一番重要なことは、委員の皆様からご提案やコメントがあれば、報告案件についても、この会議の議題に乗せることは、外務省側としては全く異論ありませんので、そのような趣旨からご検討の必要な情報を提供させていただきたいと考えて、報告案件についても、一括採択案件と同等の情報を提供させていただいております。ただし、この報告案件については、適正会議開催時点で協力準備調査が開始されていることはご理解いただければと思っております。以上です。

○松本委員 ありがとうございます。今、本清課長からご説明いただいたのは、比較的、洪水対策など、少し聞いてわかる話でした。しかし、この中には、漁港の拡張や発電所など、中を読むと、それがなぜ緊急なのかという説明ではわからないものもありました。例外的というご説明がありました。この会合が年に4回であるというのは、私たちの事情ではなく外務省の事情でありまして、そのことを理由にそこに入れられないと言われてしまうと、私たちとしては、それは回数を増やせばよろしいのではないのでしょうかとも申し上げたくりますので、その辺については、今後、もしここから漏れてしまうような案件が増えるようであれば、やはり適正会議を開催する頻度であるとか、あるいは、メール上でもう少し何か行うなど、そのようなことを来年度に向けて少し見直しをしていただきたいというのが私からの意見です。

○小川座長 この件について、何かご意見がございますか。

○高橋委員 ご説明、ありがとうございました。確かに、時間的制約の中で扱える案件に限られるということの事情は理解しますが、今、松本委員からもありましたように、できれば、来年度は、開催の頻度も含めて見直しをしていただきたいということが基本的にあります。では、今回、これをどうしてファスト・トラックとして扱うのか、なぜこちらはそうではないのか。もし、これをファスト・トラックと

して扱って、今回議論する俎上に上げないものにしていただきたいということであれば、それはそれなりに一つ一つ理由を付記して資料として出していただくことは可能かどうかということ、少し考えていただければと思います。というのは、類似案件があったりして、結構似ている案件で、共通している課題や教訓が引き出せるのであれば、やはり一緒に議論したほうが良いというものもあつたりするので、そういうことも含めて、なぜこれは出せないのかという説明を、今、簡単にされたけれども、その理由を付記して資料を用意していただければと思います。

○事務局（本清） 松本委員及び高橋委員のご意見、どうもありがとうございます。我々も予算上の観点などいろいろと難しい点がございしますが、今、おふたりの委員から出た意見も参考にして、どういう扱いでこのファスト・トラックの問題を行うかについて、皆さんにきちんと説明責任を果たせるような形で対処できないかということを考えていますので、これは宿題にさせていただきます。

○小川座長 今いろいろご意見をいただきましたけれども、この議論を踏まえまして、外務省、JICAに対して、緊急に採択して案件形成を進めるべき事情があつて、本適正会議の開催時期を逸してしまった案件についても、通常の案件と同等の情報を委員に提供していただきたいと思います。それから、このような案件についても、委員側からの希望があれば、本会議で取り上げていただきたいと思います。あと、会議の頻度についても、それは予算の問題などいろいろあるかと思いますが、その辺もご検討いただければと思います。

(1) インドネシア「高病原性鳥インフルエンザおよび新興・再興感染症対策のための国立および州検査室強化計画準備調査」（無償資金協力）

○小川座長 よろしければ、個別案件の協議に入りたいと思います。進め方としては、まず説明者より案件の概要を説明していただきたいと思います。その後、委員の意見を聴取した上で議論を行いたいと思います。荒木委員、松本委員、横尾委員より、事前に書面の質問とコメントをいただいております。質問については、外務省、JICAの発言の中で適宜説明があると思います。それをお聞きになって、さらに質問やコメントがありましたら、各委員より、案件ごとに簡潔にご紹介をいただければと思います。まず、協議順の(1)のインドネシア「高病原性鳥インフルエンザおよび新興・再興感染症対策のための国立および州検査室強化計画準備調査」について、まず説明者側から概要説明をお願いいたします。

○説明者（横山） 国別開発協力第一課長の横山でございます。よろしくお願いいたします。本件につきまして、JICAのほうから、まず案件の概要についてご説明していただきまして、その後、質疑応答におきましては、外務省で答える部分、JICAで答える部分、適宜回答させていただきます。

○説明者（早川） JICA東南アジア・大洋州部東南アジア一課の早川と申します。本日はありがとうございます。早速、案件の概要をご説明させていただきます。お手元の資料に従ってご説明申し上げます。案件名につきましては、今おっしゃって

いただいたとおり、「高病原性鳥インフルエンザおよび新興・再興感染症対策のための国立および州検査室強化計画」というものでございます。「2.事業の背景と必要性」ですが、まず、鳥インフルエンザにつきましては、ご存じのとおり、2003年から東南アジア地域を中心にヒト感染事例が断続的に報告されております。インドネシアでは、2011年11月時点で、世界で最も多い182例の発生、しかも、そのうち死亡が150例ということが確認されておりました、他国と比べても致死率が特に高い傾向がございます。このため、インドネシア国内のみならず、世界中に多大な感染者と死者をもたらす可能性が危惧されております。しかしながら、インドネシアの保健省ではBSL-3 (bio safety level-3) というレベルの高度な実験室を有していませんで、鳥インフルエンザに限らず、各種感染症対策におきまして、ウィルスの迅速な検出及び検出精度の向上が課題とされてきております。このため、2011年4月に、ジャカルタにあります保健省傘下の国立保健研究開発研究所(NIHRD)におきまして、BSL-3の研究施設が新たに建設されていますけれども、稼働するための十分な機材がない状態になっております。このため、機材の整備が喫緊の課題となっております。それから、「(2) 当該国における保健医療セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性」のところですが、基本的に、感染症、鳥インフルエンザについては重要な課題と位置付けられておりました、保健省では、国内の最重要拠点ラボという形になりますが、国立保健研究開発研究所の機能強化を優先課題としております。ですので、これをサポートする本事業につきましては、全体政策に沿ったものであると考えております。「(3) 保健医療セクターに対する我が国の援助方針」ですけれども、国別援助計画(2004年11月)では、「民主的で公正な社会づくり」の中で保健・医療の分野を位置付けております。その中でも感染症対策を重点的に支援するとしておりますので、本事業はこれに合致すると考えております。「(4) 他の援助機関の対応」ですけれども、米国のCDC, USAID, 豪州のAusAID等が、WHOを通じて感染症のサーベイランス強化を主に支援してきております。これは、本事業、検出能力の強化を行うものと、ある意味で、両輪で連携しながら効果を出していくという性格のものでございます。「3.事業概要」です。「(1) 事業の目的」ですが、本事業は、国立保健研究開発研究所に感染症検査機材を供与するというものでございます。これを通じて検査室の機能強化を図り、鳥インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症への対応力を高めるというものでございます。具体的には、類似症例の確定診断、鳥インフルエンザウィルス同定能力の向上、検査対応可能な感染症の種類を増加等を目指すものでございます。それから、案件名の方でも少し入っていますが、モデル的に、地方の州検査室に対する機材供与も検討するというところでございます。ただ、こちらについては、協力準備調査を実施していく中で、改めて、妥当性、内容について確認していきたいと考えております。「(3) 事業の概要」ですが、機材の調査については、リアルタイムPCR機器、遺伝子分析機器、電子顕微鏡等々、感染症検査機材約60種類に加えまして、コンサルティングサービス、具体的には機材の選定や操作・運用の指導、施設・機材維持管理の指導等が入っております。「(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発」ですけれども、カテゴリをCと位置付けております。なお、BSL-3に対応したバイオセーフティガイドの策定・準拠のための施設運営体制につきましては、先ほど申し上げたコンサルティングサービス、ソフトコンポーネントの中で対応する予定ですが、詳細については、これから協力準備調査の中で確認して、技術協力等による追加的な対応の要否についても確認していきたいと考えております。「(6) 他スキーム、他ド

ナー等との連携」では、今、感染症早期警戒システム強化プロジェクトというものが、1期が終わりまして、2期目のものが採択されております。こちらでサーベイランス、具体的な疾病や感染の発見の部分ですが、そちらの能力を強化していくということでございます。この無償資金協力の事業では、検査機関であるこちらの研究所の設備を強化するもので、連携しながら、サーベイランスと検査能力の双方を強化していくということでございます。「(7) その他特記事項」のところにありますが、ご存じのとおり、インドネシアには日系企業も多く進出しておりますし、邦人保護、現地日系企業、我が国の感染症対策の観点からも重要な案件であると考えております。「4.過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓」ですが、「(1) 類似案件の評価結果」ということで、機器設備を継続して有効に活用していくために、その運営・メンテナンス研修や政府技術者による定期的な検査が必要との教訓を得られておりますので、この事業の中で、研修・トレーニング等を通じて技術移転を十分に実施していくこと、それから、機材選定に当たっても、メンテナンスのレベル、交換用部品の調達可能性、こうしたところを配慮した形で検討していくことを考えております。駆け足になりましたが、以上です。それから、既にいただいておりますコメントにつきましても簡単にご説明申し上げます。まず、松本委員からいただいているコメント、ジャカルタのアイクマン研究所に対して、既にノルウェーのDNVが協力して、BSL-3の実験室を設立しているということで、そういうような実績があるのであれば、同種の実験室が緊急にジャカルタに必要なのかというご質問を承っております。アイクマン研究所は保健省の傘下ではありませんで、研究技術担当国務大臣府RISTEKといっているところの下にございます。ですので、インドネシア政府の公衆衛生対策の行政のラインの中には含まれていませんで、側面的な支援は今もしているということですが、基本的には、学術的な研究を主たる目的としているということでございます。それから、今このNIHRD以外の機関で検査された検体については、必ずNIHRDに送付して再検査をする、行政のラインに乗せて再検査するという体制になっておりますので、国立保健研究開発研究所にBSL-3の実験室を整備する必要性が高いと考えております。それから、国立保健研究開発研究所は、WHOの枠組みの中でも、インドネシア国内で唯一のナショナルインフルエンザセンターと位置付けられておまして、WHOもこの認識については共有していると考えております。また、運営管理のところでは、どういう支援が必要かというご指摘につきましても、既に我が国の国立感染症研究所と今回の対象の研究所は、2007年に共同宣言を行っております。既に共同での研究協力、人材交流を行っております。感染研のほうは既にNIHRDの研究技術レベルのほうもかなり把握しているということですので、協力準備調査の中でも感染研から助言をいただきながら、運営・管理面に対する協力支援内容を具体的に検討していきたいと考えております。それから、荒木委員からいただいたコメントですが、無償資金協力は、機材供与が中心であるということはあるものの、技術協力との関係が必ずしも明確ではないというようなコメントをいただいていると聞いております。それから、この鳥インフルエンザについても、研究協力の問題が鮮明ではないというご質問をいただいております。本件についてご説明申し上げますと、まず、このODA案件自体は無償資金協力ですけれども、先ほどの、我が国の国立感染症研究所とNIHRDのほうでは、既に様々な協力も行っておまして、ほかに米国のCDC、WHOのような機関からもトレーニングを受けて、BSL-3レベルのラボについて準備をしてきているということがございます。ですので、この無償資金協力設備の強化に加えて、ソフトコンポーネン

トでの対応，必要に応じてそれ以上の技術協力の必要性を検討するということであり、さらには、ODAの枠を越えて、こうした感染症対策研究所のネットワークがありますように、ある意味で複層的に組み合わせて実施される仕組みになっております。ですので、そういう面では、かなり包括的な案件であるにとらえていただけるのではないかと思います。以上です。

○小川座長 どうもありがとうございます。松本委員と荒木委員からコメントが出ていまして、それに対して今お答えいただきましたが、松本委員、荒木委員、コメントに対して何かありますか。

○松本委員 つまり、アイクマン研究所に既にBSL-3の実験室があって、そこはノルウェーの財団法人だと思いますが、DNVの支援を受けて運営しているということが事実であれば、必ずしも保健省のことばかりにこだわらずに、アイクマン研究所をもっと巻き込んで、これまでどうであったかとか、あるいは、DNVの名前はここに全く出てきていませんが、DNVが今まで協力していく中で、この施設の運営についてどうであったかとか、もう少しそうした、これまでのJICAの経験だけではなくて、ほかのそうした財団法人などの経験も生かして実施されるのがいいと思います。アイクマン研究所はどちらかというと研究で、保健省のラインにも実験室が必要であるというところで切ってしまうのではなくて、逆に、そこが有機的につながれば人材面での課題も解消できるかもしれませんので、そこはもう少し丁寧に考えてほしいと思います。もう1点は、これはコメントになかったのですが、医療廃棄物のことを考えると、本当にこれはカテゴリCでいいのかという疑問があります。その後に、バイオセーフティガイドの話もあったので、こういう場合は念のためBにしておくということが、スクリーニングではいいのではないかと思います。以上です。

○説明者（早川） ありがとうございます。BSL-3レベルのラボにつきましては、実は、保健省の傘下ではこれが初めてですけれども、アイクマン研究所のほかに、インドネシア大学やアイルランガ大学など幾つか、教育庁傘下の大学研究所には実際に存在しております。ですので、今回、運営人員の能力を見ていく上で、既存のBSLラボで既に適用されている一連の指針などは共通の部分が出てまいりますので、そこは協力準備調査の中でも参照しながら進めていくことを考えております。それから、環境社会配慮ガイドラインにつきましては、たしか、私どもの助言委員会のほうでもご質問があったと思いますが、環境社会配慮のガイドラインを見ると引っかかるものはありませんで、素直にというか、普通に読んでいきますと、Cという形になるのでカテゴリCにさせていただいていますけれども、BSL-3ということもありますし、医療廃棄物という面もありますので、そこは、環境カテゴリのCかBかというところに限らず、調査の中ではきちんと見ていきたいと思っております。

○小川座長 どうもありがとうございます。荒木委員からもコメントがありますが、荒木委員からは、この案件だけではなくて、スリランカやネパールなど全部に関係してくるものだと思いますので、もしコメントがあれば、ここで発言していただいで、共通しているのので、後ほどお答えいただくところではそれを踏まえてお答えいただければと思います。

○荒木委員 荒木でございます。特に無償資金協力の場合は、いかなる場合も、大

体、機材の説明で終わるケースが多いので、一般の人たちは機材が目的だと思いがちです。そうではなくて、機材を用いて、何を、どう応援するのかということになると、そこには人間が介在しますね。そこが要点です。国際協力で一番重要なところは、我々日本人が、あるいは、人間がそこに介在することが大切なことで、それをどういう形で駆使していくか。あるいは、病原菌対策の研究についても、研究協力という項目があるわけですね。それでどういう対応をしているのかという、その説明の仕方が、周辺ぐるぐる回っているような感じなので、ダイレクトに、機材の説明はほどほどにして、そこから先、何を援助として、有効性を日本国民に訴えていくのかというところの説明責任が必要であると思います。これは全体的にそうですので、ほかのプロジェクトも、そのところは要注意であるということをお願いいたします。それだけです。

○小川座長 そうですね。今、技協などもそういうところがありますので。もし、何かありましたら、お願いします。

○説明者（横山） 今、荒木委員からご指摘いただいたことは、横串の話で、貴重なコメントをいただきまして、ありがとうございます。国別一課長の立場からは横串の答えを申し上げられないのですが、例えば、このプロジェクトの場合も、やはりJICAと外務省の間で役割分担的なところがあって、これはあくまでも、調査を実施して、相手がどこまで能力があってという調査を行うということで、JICAのご説明ではそこでフルストップということになります。私たち外務省としましては、そういうところで相手の能力で、どこまで行えば差上げた機材をきちんと有効に活用できるのか。そういうところを見て、技協など必要なスキームを絡ませて、そして、まさにODAが、私たちが出す機材が最大限活用されるようにというように案件開発をしていこうという心構えです。そういうようなご理解をいただければと思います。

○小川座長 この件について、ほかにコメントがありますか。

○高橋委員 今の荒木委員のコメントに触発されて、果たして適切かどうかは自信がないのですが。実は、先月と今月、バイオテロの関係で、鳥インフルエンザのヒト感染、空気感染の可能性についての論文が、ロッテルダムのロン・フォウチャー教授の研究で出されたということがあって、それに伴って、鳥インフルエンザの研究をしばらくペンディングというか、どういう体制で取り組んだらいいか見直したほうがいいというような議論があったように思います。つまり、鳥インフルエンザの問題のセキュリティのあり方に関してのステージが、今月あたり、少し変わったように思っています。その意味において、これから協力準備調査において運営管理体制をしっかりと見ていくことになると思いますが、そこはかなり厳しく、どのようにしていくのかということとはきちんと見て、議論してきていただきたいと思っています。漠然としたコメントで申し訳ありませんが。

○小川座長 何かありますか。

○説明者（早川） 承知いたしました。ありがとうございました。

○事務局（本清） ありがとうございます。経済協力関係の横串の議論は、どちらかといえば、国別課というよりも私の総括課の方で、しっかりとJICAさんの課題部とも相談し、なおかつ、荒木委員からご指摘がありました、日本人の顔が見える援助につなげていくという点についても、きちんと申し入れを行いたいと考えております。

○荒木委員 もう一つお聞きしたいのは、サーベイランスの強化のところで、早期警戒対応システム云々とありますが、これは支援しているわけですか。

○説明者（牧本） 昨年10月まで、フェーズⅠということで、一部の地域でのサーベイランスを強化するということを実施していました。それによって、その地域の中で迅速に、何かが起こったときには問題をきちんと保健省関係者が吸い上げて、検体を採って、それをラボに持っていくというところの仕組み、その情報を保健省に通知するという仕組みが、州の中でできたということがございます。その成果を、インドネシア政府の保健省のほうで評価していただきまして、それを面的に展開するというプロジェクトが要請されまして、それが先般採択されたところです。こちらについて、これから保健省とどういう形で進めていくかを協議する予定になっております。

○荒木委員 ちなみに、30年くらい前になりますか、インドネシアのコメ増産計画というのがあります。いわゆる病虫害の早期警報システムで、全国レベルのネットワークを日本が作りました。個々に対応していたものを、全国レベルでネットワーク化するという。このことで、インドネシアの日本に対する信頼感はそのごく高まりました。そういうような、この計画の、これは非常に重要なプログラムで、これはアジア一円全部に適用できますから、もう少し重点的に行うなら本格的に腰を据えてこの問題に取り組めば、日本の外交効果が高まるのではないかと、あえてそういう助言をした次第です。よろしく願いいたします。

○説明者（早川） ありがとうございます。

○小川座長 重点的に実施してほしいというご意見です。

(2) スリランカ「アヌラダプラ県北部上水道整備事業準備調査」（円借款）

○小川座長 それでは、2番目の案件に移りたいと思います。スリランカ「アヌラダプラ県北部上水道整備事業準備調査」についてです。まず、説明者側から概要説明をお願いしたいと思います。

○説明者（徳田） 改めまして、国別開発協力第二課長の徳田でございます。南西アジアも担当しております。どうぞよろしくお願い致します。インドネシアと同様の方法で説明をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○説明者（井本） JICA南アジア部南アジア第三課の井本と申します。よろしくお願ひいたします。まず、お手元の資料の案件概要書に従って、案件の概要についてご説明させていただきます。その後で、いただきましたご質問、コメントに対してお答えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。本事業は「アヌラダプラ県北部上水道整備事業」でございます。事業の必要性ですが、現在、スリランカの上水道分野がどのようになっているかと申しますと、スリランカでは、全人口の87%が何らかの形で安全な飲み水を利用しているということになってはいますが、上水道の普及率そのものは、2009年の時点で約36%と低い水準にとどまっております。スリランカ政府は、今後、安全な飲み水へのアクセスを100%にする、上水道の普及率も上げていくということで大変力を入れております。今回の事業は、北中央州アヌラダプラ県の北部で実施するものでございます。アヌラダプラ県は大変広い県ですので、先方は、北部と南部に分けて上水道施設の整備を検討しております。アヌラダプラ県北部の現状ですが、現在、地域住民は基本的には、深井戸や浅井戸を活用して地下水を利用している状況ですが、この地域は乾燥地域ですので、水量がなかなか十分に満たされないということが1点問題としてございます。さらに、こちらの地下水はフッ素濃度が高い、硬度が高いという問題がありまして、スリランカ政府は、健康被害等も懸念されることから、今回、地下水の利用ではなく、表流水の利用に切り換えていきたいとしております。現状、スリランカ政府の調査によります、このアヌラダプラ県北部で安全な飲み水を利用できる割合は10%と極めて低いということで、早急に安全な水の提供を図りたいとしております。先ほど申し上げましたとおり、スリランカ政府は、安全な水の提供に重点を置いておりまして、現在の国家開発計画でありますマヒンダ・チンタナにおいても、2020年までに全人口への安全な水の提供、また、全人口の60%の上水道普及率を目標に掲げておりますので、本件はその計画に沿ったものとなっております。また、我が国の援助方針におきましても、「経済基盤の整備に向けた制度改革と援助」の中でも上水道事業を重視しておりますので、我が国の援助方針とも合致するものでございます。他の援助機関に関しましては、世界銀行とADB（アジア開発銀行）が主に上水道分野の整備をしておりますが、世界銀行は基本的に紛争がありました北部州での緊急事業での対応でございます。ADBがかなり広い範囲で上水道分野への貢献をしております。こちらについてはご質問をいただきましたので、また後ほどご説明いたします。「3.事業の概要」です。「(1)事業目的」は、スリランカ北中部州のアヌラダプラ県北部におきまして、上水道施設を整備いたします。これによりまして、住民への安全な飲み水の供給を図り、もって住民の生活水準の向上に寄与するというものでございます。事業概要は、その上水道施設に係る土木工事とコンサルティングサービスを予定しております。本件に関しましては、現状、カテゴリ分類はBとしております。JICAの環境ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター、特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断しておりますが、調査の中では、環境に関しましてはもちろんきちんと調査いたしますので、それを踏まえて今後の対応を考えていく予定でございます。貧困削減促進等に関しましては、今回、水の提供に伴う生活水準の改善ということで、貧困層にも広く裨益する案件内容となっておりますが、直接的な貧困削減促進といったコンポーネントは、現段階では特段考えておりませんので、「特になし」としてしております。他スキームとの連携につきましても、また後ほどご説明させていただきます。最後に、「4.過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓」です

けれども、スリランカでは、大コロambo圏上水セクター総合インパクト評価というものを実施しておりまして、こちらの評価の中で事業効果を高めるために、市民に対する事業広報・啓発活動を行うことが重要という教訓が得られております。その教訓を踏まえまして、この地域におきまして、上水道の施設をこれまで使用したことがない住民もいますので、そうした方たちに対して、水道料金体系や水道料金徴収体制にかかわる協議をすることを検討しております。案件の事業概要に関しましては、以上です。続きまして、事前にいただきましたご質問、コメントに対して回答させていただきます。まず、ADBのSecondary Towns Rural Community-based Water Supply and Sanitationという、同じアヌラダプラ県が事業対象の一部に入っているプロジェクトとの関係です。ADBはこの事業でほかの地域も広くカバーしておりまして、アヌラダプラ県でカバーしているのは、主にアヌラダプラ県の南部地域になっております。一部北部も入っていますが、事業対象のほとんどが、今回の事業の対象範囲にはなっていないアヌラダプラ県の南部ということと、ADBの事業内容は基本的に小規模給水設備ということで、井戸や雨水、タンクなどを活用した小規模な水道設備という形になっておりまして、今回の上水道とは事業スコープが重ならないものとなっております。ADBは、先般、11月に、ADBも新しいカントリー・パートナーシップ・ストラテジというものをスリランカに対して策定しておりますが、そちらでも上水道設備を引き続き重視するとしている中で、今後は、大都市プラス北部州の主要都市での上水道・下水道案件を重視していくという形で方針を決めていると、ADBとの協議の中で確認しております。ですので、今後、アヌラダプラ県でこれ以上の水の供給に関する支援をする予定がないということから、本件は緊急性が高い案件ということで、日本が支援する意義があるかと考えております。それから、水の取水ですが、この案件におきましては、既存の灌漑用の貯水池2か所から取水することを想定しております。この地域に既に建設されておりまして、灌漑用水として活用されておりましてマハカンダラワ及びワハルハダという2か所の貯水池がありまして、こちらから水を取水予定でございます。いただきましたコメントの3点目、教訓の部分で「広報・啓発活動」ではなくて「協議」とすべきではないかというご指摘に関しましては、そのとおりと考えますので、修正させていただきます。それから、スリランカにおける下水道の状況、水道料金政策についてのご質問をいただきました。スリランカにおきましては、簡易的な衛生処理の施設の普及率が83.2%ですが、下水道の整備率は2.5%でございます。今回の対象地のアヌラダプラ県北部も、簡易的な衛生処理施設が既に存在しております。スリランカ政府は、今後は下水道の普及率も上げていきたいということで取り組んでおりますけれども、基本的には、やはり人口が多い大都市から優先的に整備を進めていくということで計画を立てております。水道料金に関しましては、スリランカでは法律で決まっています。利用者は、貧困者層、一般家庭、学校等の公共施設、商業施設と公共施設に分かれておりまして、それぞれ使用した原単位に応じて使用量と基本的なサービス料金が決まっております。これが徴収されております。最後に、円借款による建設工事だけではなくて、技術協力が不可欠ではないかというご質問ですけれども、今回のこの事業のカウンターパート機関であります国家上下水道公社（NWSDB）に対しては、上水道セクターアドバイザーを2009年から2010年にかけて派遣していました。その際に、国家上下水道公社のキャパシティの向上を図るとともに、今後、どこに、より力点を置いて改善を図っていくべきかということを検討しております。現在のNWSDBでの一番大きな

課題は、無収水率が非常に高く、スリランカは無収水率が全国平均で30%を超える数値ということで、この改善が急務となっております。現在、無収水対策に係る技術協力プロジェクトを実施中でございます。今回、本案件におきましても、無収水対策で技術協力で実施中の様々な状況を加味しつつ、必要があれば追加のソフトコンポーネントや技術支援の検討等もしていきたいと思っておりますが、一応、そういった形で継続的に国家上下水道公社に関しては支援を技術協力の形で実施しております。以上です。

○小川座長 どうもありがとうございます。今、松本委員のコメント、横尾委員のコメント、荒木委員のコメントに対して、順番にお答えいただきましたので、まず松本委員、何か追加のコメントがありますか。

○松本委員 1点目が、既存の貯水池から水を取水するということですが、たしか私の理解が正しければ、水不足の問題を指摘されていたと思います。気になるのは、今まで自分たちが、フッ素の問題などがあるにせよ、井戸によって水を量的には確保できた部分がある。しかし、これが上水になることによって、しかも、水涸れが起きてしまうと、質的な確保を目指したために今度は量的な確保に対してリスクが起きるのではないかと、今、ご説明を聞いていて思いました。この点はどのようにお考えでしょうか。2点目は、アヌラダプラ県の地域で、ADBが支援した井戸などの水供給システムと、今後、表流水というか、上水道による水供給と、要するに二本立ての水供給システムが一つの県の中に生まれることになるかと思えます。この辺は、無収水率との関係もあって、住民にとっては一層理解しにくい体系になってしまうのではないかと。むしろ、ADBがそこに携わっていたのであれば、ADBと同じ仕組みで考えることができなかつたのかということが2点目のポイントです。3つ目に、無収水率の技術協力というのは、私はどういうふうにするのかわかりませんが、やはり今まで水をただでというか、井戸から汲み上げていた人が、水道料金を払うというのは、かなり大きな変化だと思います。これは恐らく、その制度を持ち込むときにどのくらい住民と協議をしているかということにかかわると思うので、これが、広報・啓発ではなくて協議だと私が言った理由です。やはりできるだけ早い段階から、本当にあなたたちは有料で水を受け入れるということが大丈夫なのかという、ステークホルダー会議をしっかりと行わないと、こういうことが起きるのではないかと思うので、もし、これをするのであれば、そこはすごく重点的に行う必要があると思います。

○小川座長 今、3点のコメントがありまして、最後の点は「協議」にすると最初にお答えいただきましたので、前者の2点についていかがでしょうか。

○説明者（井本） まず、これまで井戸を使っていたものを、量を確保するために表流水に切り換えるという問題ですが、先ほども申し上げましたとおり、現在のこちらの地下水のフッ素による汚染といいますが、フッ素濃度が高まっていることが非常に問題になっております。スリランカの国家基準では、1リットル当たり0.6mgというのがフッ素濃度の基準ですが、この地域の地下水で何か所か測定したところ、2.2mgを超えるということで飲料には適さない結果となっております。したがって、早急に地下水の使用をやめて表流水に切り換えていく必要があるということで、基

本的には、これまで安全な水の供給ということのできるだけ簡易な方法でということで、井戸などを活用した小規模な形の給水設備を中心に整備してまいりましたが、今後は、この地域においては、上水道施設の整備を急ぐべきであるというのがスリランカ政府の方針でございます。私どもとしても、調査の中で水質調査をもう一度行いますが、やはり、今あるデータを確認する限り、地下水から表流水に切り換えていくことは、住民の健康問題等を踏まえ重要と考えております。同じことがADBのプロジェクトについてもいえまして、ADBは、基本的にこの地域におきましては、地下水や雨水を利用した簡易な形で供給してきております。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、地下水の水質に関して懸念が出てきたことから、こちらを表流水に切り換えていくということで、最終的には上水道施設主体の水供給設備をこの県ではつくっていくことが、現在のスリランカ政府の方針でございます。水道料金に関しましては、貴重なご意見をいただきましたので、今後の調査の中で反映していきたいと思っております。以上です。

○市村委員 松本委員の質問に関連して、申し上げます。2か所の貯水池は、「灌漑用」とのご説明でしたので、本来、農業用水に利用するためにつくられたものと思っておりますが、その水利権を管轄している省庁はどこですか。通常、農業用水を無断で利用することは許されませんので、関係省庁との間で調整され、水道用水として利用することがすでに認められているのか教えてください。それから、2つの貯水池の規模がどの程度あるかわかりませんが、気候的に、それほど雨が降らない乾燥地域というご説明でしたので、水の奪い合いがかなり深刻な問題になる可能性があると思われまます。その辺をどう考えておられるのかご説明をお願いします。

○説明者（井本） 2か所の貯水池とも、スリランカにおきましては灌漑水管理省が管轄しております。現在既に上水道公社と、その上位組織に当たる水道省がありますが、そちらと灌漑水管理省のほうで水利権の整理に向けて協議を始めております。最終的には地域住民とコンサルテーションを行って、どのように水の配分をしていくかということを決めていかなければいけませんので、それは、これから調査のプロセスの中で関係者ととも協議していくこととなりますけれども、現在の段階では、水灌漑省も、この地域におきまして、飲料水を供給することの重要性を理解しておりまして、灌漑用の水を一部飲料水に回すことに関しては合意しております。その量に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、これから住民を交えてのコンサルテーションの中で検討していくこととなります。ただ、灌漑水管理省とNWSDBとの議論の中で出てきたのは、今、灌漑を受けて農業をしている人たちと、今回の上水道の受益者は基本的に一致しているので、そういう意味では、水をなくす人と得る人という対立ではなくて、コンサルテーションを丁寧にしていくことで何とか理解を得たいと考えております。以上です。

○小川座長 よろしいでしょうか。

○市村委員 はい。

○高橋委員 水の利用料金の設定の仕方について懸念があります。先ほどの類似案件の評価結果のところ、表記の仕方について、松本委員から、「協議」と書いて

くれということがありましたけれども、確かに、この大コロンボ圏上水セクター総合インパクト評価を見ると、もう少し具体的にいろいろ書かれているかなと思います。例えば、基本料金の設定の仕方をもう少し適切にしないとか、具体的に書かれているので、それをきちん反映する形にさせていただきたい。特に、NWSDBの今回の円借款ですが、借入金というか、どれだけ経済的に持続性があるのかということも含めて、それは少なからず料金設定に反映していくでしょうから、その部分で、家庭の料金の設定の仕方と、商業的な目的のところのバランスのととり方など、そのあたりをきちんとした懸念事項として書いておいたほうがいいのではないかと考えています。それから、無収水のことに関して言うと、例えば水道メーターの故障を直すだけで随分と改善される等、具体的に幾つか教訓が導き出されているので、それが適切に反映されているかどうかはきちんとしていただきたいと思います。

○小川座長 何かありますか。

○説明者（井本） ありがとうございます。実は、料金設定のほうは、NWSDBが管轄する施設は全国どこでも料金体系が法律で決まっております。ただ、ご指摘のとおり、政策的にかなり低く抑えられているという問題がありまして、これはJICAのみならずADBも含めて認識しておりまして、スリランカ政府ともたびたび協議している問題でございます。スリランカ政府としては、やはりかなり影響が大きいので段階的に引き上げないと難しいのではないかとということで、料金設定は適切な水準に持っていけるように努力したいとおっしゃっています。そこは、JICAとしても引き続き協議していったって、適切な料金設定はどういう水準になるのかということと一緒に検討していく必要があるかと考えております。無収水対策におきましては、おっしゃるとおり、メーターの改善などによって随分変わるとということで、今、実施中の技協のほうでもそうした取組をコロンボの一部で導入して、成果を見極めているところですので、そうした動向を見つつ、次の新しい案件で取り組むべきところを取り入れていきたいと考えています。以上です。

○小川座長 それでは、横尾委員から、追加のコメントがありましたらお願いします。

○横尾委員 ただいまの高橋委員の質問とも重なりますが、私が当初質問していた水道料金の体系のお話はまさにそのことでありまして、もう少しご質問したいのは、そもそもこれは円借款ですので、当然のことながら、現地での事業ですので現地通貨での収益ということになってくるわけです。その点で、水道料金体系も含めた事業性の問題ということがあるのではないかと考えております。もちろん、水道料金引き上げという話も検討するということですが、それだけではなくて、補助金やそうしたものをどう考えていくのかという点ですね。松本さんから話がありましたが、もともと上水費用を払う経験がない住民に対して費用を払えということですので、水道料金体系のところでの協議の前に、こういったものが現実としてあり得るのかということ、そうしたものを考えていく政策的なところにも関心を持って進めていく必要があるのではないかと。それ自体が円借款にふさわしいのかどうかということを含めて考える必要があるのではないかと考えました。もう一つは、私、質問していたような気がしたのですが、抜けているようですので改めてご質問いたしま

す。「2.事業の背景と必要性」のところで、観光客が増加傾向にあって、近年、水の需要が急増しているということで上水道をということで、これは当然そういうことだと思いますが、あわせて下水の対応についてはどういった検討をされているかということがあります。その辺についても気になっていましたので、もし検討されているのであれば教えていただきたいと思いました。よろしくお願いいたします。

○小川座長 では、お願いします。

○説明者（井本） ありがとうございます。ご意見については、調査の中で検討させていただきたいと思えます。料金につきましては、実は、この地域の住民もこれまで払っていなかったわけではなくて、多くの小規模な給水施設が、コミュニティベースド・オーガナイゼーションによって運営管理されていまして、そこで実際に料金徴収を行っています。ただ、料金体系は、コミュニティベースド・オーガナイゼーションが運営している小規模な上水の料金体系と、NWSDBが上水道を通して供給するものとは、体系が違っていますので、支払いそのものはこれまで住民はしてきておりますが、支払わなければいけない金額などは変わってくるということで、今後、そこは十分にコンサルテーションを実施していく予定でございます。それから、下水の点に関しては、先ほど少し言及させていただきましたとおり、この地域では既に簡易的な衛生処理施設が導入されております。この地域は人口や観光客がだんだん増えていますが、今のところは、それで何とか処理的な状況としては間に合っております。また、今後引き続き、下水道の整備率を、全国で優先度をつけてきちんと整備していくというスリランカ政府の方針がありますので、私どもとしても、そうした方針をどのように今後つくっていくか、そして、こういった形で実際に取り組んでいくかということを見る中で、下水といったものについても検討していきたいと考えています。以上です。

○小川座長 荒木委員、何かコメントがありますか。

○荒木委員 このプロジェクトは、そもそも技術協力の流れの中で生まれたものなのか、それとも、アドホックというか、向こうの要請で必要に応じて円借款を供与したのか、どちらですか。

○説明者（井本） 直接この地域で水に関する技術協力は実施していません。この実施主体であるNWSDBに関しては技術協力を実施してきていますし、ほかにもこれまで円借款を通して、上水道・下水道の整備支援を行ってきておりまして、継続的にコンサルテーションを実施しております。その中で、重要度が高い一つの上水施設の整備として要請があった案件でございます。

○荒木委員 最近の傾向として、これは別の角度ですが、民間では水ビジネスが盛んになっていて、最近では、国際協力の関係でも、地方自治体の参入ということで、自治体の水道局がそれで、東京都の場合は会社を設立したりして進めようと、水ビジネスの呼び水になっているわけですね。ですから、日本の地方自治体が持っているノウハウを国際協力で生かしていくという面で、その延長線上で円借款とうまく結びつくことが、日本から見ると、国際協力の一つの理想形だと思いますけれども、

その辺の流れは考えていませんか。

○説明者 ， 何らかの形で，日本の知見，日本の自治体であり，日本の企業でありということも含めまして，活用できるということは非常に重要だと思いますので，これから調査をする中で，日本の知見をもっとうまく入れていける形で案件ができるかということを検討していきたいと考えております。

○事務局（本清） 今，荒木委員からご指摘の点については，官民連携の観点からも，外務省のほうでしっかり検討させていただきますので，よろしく願いいたします。以上です。

○越川国際協力局長 熱心にご議論をいただいている中で恐縮です。私，議員会館のほうへ説明に参る必要がありまして，途中で恐縮ですが，中座させていただきます。申し訳ありません。

○小川座長 最後に，私から。ADBと地域的には違うというお話で，違う方法でされていると。案件によっては，そのドナー間の調整が行われている場合もあると思いますが，この件は，ドナー間のADBとのコーディネーションというのはしていなかったということですか。それとも，先ほど松本委員から，ADBに従えばいいかというお話がありましたが，私は，日本の計画がよさそうにも見えるので，むしろADBに働きかけるとか，何かそういう，ドナー間の協調というか，そういうことはありましたか。

○説明者 ADBとは非常に緊密な関係で，頻繁に協議を実施しております。この地域の上水に関しては，ADBの支援は既に終わってしまして，JICAに要請があったのはその後になります。ADBのほうも，実は，地下水で経年に従ってフッ素濃度が上がってきていて，一部，自分たちが施設を整備した部分に関しても地下水が活用できなくなっているという実態は認識しております。基本的に，JICAが今回表流水の活用に切り換えるというスリランカ政府の方針を支援するということに関しては，むしろ，非常に望ましいことではないかというようなコメントを得ておりますので，ドナー間におきましては，頻繁に，特に同じセクターで活動しているドナーとは緊密にコンサルテーションしております。

○小川座長 わかりました。

(3) ネパール「トリブバン国際空港近代化計画準備調査」（無償資金協力）

○小川座長 それでは，3番目の案件，ネパール「トリブバン国際空港近代化計画準備調査」について，説明者側からまず概要説明をお願いします。

○説明者（市口） JICA南アジア部南アジア第四課，バングラデシュとネパールを担当しておりますけれども，担当課長の市口と申します。よろしくお願いします。私からは，ネパールのトリブバン国際空港近代化計画についてご説明したいと思い

ます。まず、案件概要書の「2.事業の背景と必要性」ということですが、ご存知のとおり、ネパールはインドと中国に囲まれた内陸国、山がちな国ということで、陸路とともに空路が非常に重要な移動手段です。特に山岳地帯においては空路が唯一の移動手段になっているケースもあるという状況でございます。中でも、首都カトマンズのトリブバン国際空港は最大の空港で、かつ、唯一の国際航空ということで、非常に重要な役割を果たしております。実際、旅客機の発着回数も、近年急増しているということですが、設備が十分に整っていないということで、航空管制用の監視レーダーシステムのうち空港監視レーダーシステムのみが設置されていて、航空路の監視レーダーシステムが設置されていません。空港周辺は管制されているものの、カトマンズ盆地外では飛行機を管制することができていないという状況がございます。それから、空港監視レーダーシステムについても、既存の機材が老朽化しているということで、実際、旅客機の墜落事故も頻発している状況がございます。

「(2) 当該国における航空分野の開発政策と本事業の位置づけ及び必要性」ということですが、ネパールの暫定3か年計画においては、民間の航空システムの整備・拡張が国内経済の発展にとって非常に重要であるということで、目標として掲げておりまして、トリブバン空港の整備・拡張についても最優先課題として掲げているという状況でございます。「(3) 航空分野に対する我が国の援助方針」ですが、2008年5月に策定しました対ネパール経済協力方針の中では、運輸交通を重点分野として、国内経済の活性化のために、主要な運輸交通ネットワークの整備・改善を実施することを目標として掲げております。実際、無償資金協力で、本案件の先行案件になりますが、トリブバン空港の整備のために、過去、無償資金協力2件を供与しているという状況がございます。「(4) 他の援助機関の対応」ですが、後ほど、質問への回答ということでまたご説明しますが、アジア開発銀行がトリブバン空港の整備の面で支援を実施しております。「3.事業概要」ですが、「(1) 事業の目的」ということで、本事業はトリブバン国際空港において、航空路監視レーダーシステムの新設、既存の空港監視レーダー機材の更新を行う。それをもって航空の安全性向上及び輸送力の強化を図り、もってネパールの経済成長に資することを目的としております。「(2) プロジェクトサイト/対象地域名」ですが、空港の監視レーダーシステムは、トリブバン国際空港の敷地内に設置します。それから、航空路監視管制システムは、カトマンズの南のほうのラリトプル市のバテダダに設置することになっております。「(3) 事業概要」ですが、ここに書いてあるとおり、航空路監視レーダーの空中線鉄塔、航空路監視レーダー局舎、航空路管制関連機材を整備していくというものでございます。「(4) 事業実施体制」については、Civil Aviation Authority of Nepal、我々はCAANと呼んでいますが、そちらが実施機関になります。

「(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発」ですが、カテゴリ分類は、環境への望ましくない影響は最小限ということでCとしております。「(6) 他スキーム、他ドナー等との連携」ですが、これは後ほどご説明させていただきますが、アジア開発銀行と役割分担して進めている状況でございます。「4.過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓」ですが、類似案件の評価結果としては、本件の先行案件において導入した航空管制機材の一部に障害が発生し、ネパール側の予算措置、維持管理、日本企業等の対応の遅れによって、長期間にわたって復旧されなかったことが指摘されております。本事業の教訓としては、本事業において整備予定の機材は十分かつ高度な維持管理体制の構築が必要であることから、ネパール側の予算措置、維持管理体制を十分に確認するとともに、整備段階及びそれ以降の運営段階において、

日本側からも技術協力等を通じた迅速かつ継続的なフォローを行いたいと考えております。それから、コメント、質問への回答に移らせていただきます。まず、松本委員から2点のご質問をいただいております。1点目としては、2010年8月1日現在、事業展開計画において本案件が運輸交通分野に掲載されていないと。開発課題が多いネパールにおいて、限られた無償資金協力の枠を本案件に供与することには疑問があるというようなご指摘でございます。回答としましては、本案件は、2010年8月以降のネパール政府との協議の中で新たに出てきたものでございます。もちろん、ネパールはアジアでも最貧の国ですので、多くの開発課題を抱えていることはおっしゃるとおりだと思いますが、一方で、国の大半が急峻な山岳地域であるネパールにおいては、運輸交通の改善が経済成長、貧困緩和のために不可欠であるということでございます。実際の運輸交通の改善といった場合、繰り返しになりますが、陸路だけではなかなか難しいということで、やはり空路が重要な移動・流通手段ということで、我々の現時点での認識では、運輸交通といったことを考えた場合、道路整備と並んで空港整備は最重要な課題であると認識しております。それから、繰り返しになりますが、その中で、トリブバン空港は、ネパール唯一の国際空港であり、ネパールのハブ空港であるということがございます。これまで我が国は、安全性向上のために様々な支援を実施してきましたが、一方で、機材の老朽化と航空路監視レーダーの未整備によって安全性が十分に確保できていない状況がございます。実際、事故も、過去10年間で25件の事故が起きています。もちろん、航空管制レーダーが原因であるというものではないものも多いと思いますが、日本の支援の必要性、緊急性は高いと我々としては考えております。それから、松本委員からのご質問の2つ目ですが、2001年2月に完工した無償案件の問題は解決したのかと。1つ目の問題としては、第1フェーズで整備された機材のスペアパーツの調達が困難なことと、第2フェーズで供与された通信制御装置の不具合。前者については、2006年度に新たにノンプロ無償を供与して対応したようだが、その後はどうしているのかということ。後者については、2004年8月に不具合が生じてから、どのくらいの期間、改修されなかったのか。長期に及んだ原因は何で、それに対してはシニアボランティアの派遣などによって現時点でどの程度問題が解決しているのかというご質問をいただいております。第Ⅰフェーズは97年に完工したのですが、こちらで整備した機材の定期交換のために、2006年度の、ご指摘のノンプロ無償で、一部スペアパーツを交換しております。その後、故障した機材の一部については、ネパール側が自己予算で修理・交換を行っております。ただ、機材自体がかなり旧式であると。もう15年前のものでありますので、非常に古くて、多くの部品について、スペアパーツの調達が著しく困難であるという状況がございます。そのために不具合が生じている部分が既にごございます。それから、今後、スペアパーツが調達できないという中で不具合が拡大していく可能性が高いということで、今次案件には機材の更新が要請されているという状況でございます。一方、第Ⅱフェーズは2001年に完工したのですが、こちらで整備した通信制御装置（CCU）の状況ですが、ご指摘のとおり、2004年8月に不具合が発生しております。結局、4年後の2008年12月に修理が完了しております。修理まで、かなり長期の時間がかかってしまった原因としては2点ありまして、1点目としては、障害が発生した後に、すぐにネパール側で部品交換をしたのですが、復旧せず、その原因特定にかなりの時間を要してしまったというのが1点目であります。2点目としては、カトマンズ国際空港と商社、メーカーとの調整といったところで非常に時間を要したということが、4年強かかった原因とな

っております。ただ、通信制御装置については、現時点では問題なく機能しているという状況でございます。続いてのご質問としては、横尾委員から、他機関との重複が懸念される、日本企業の対応の遅れとは何かという2つのご質問をいただいております。ほかの機関による支援としては、アジア開発銀行が、滑走路の延長、駐機場の拡張、ターミナルの改善、航空通信システムの改善、航法援助システムの改善といったことを支援しております。この中には、一方で、航空管制のシステムが含まれていませんので、アジア開発銀行との重複はないという状況でございます。それから、日本企業の対応の遅れということでは、先ほどの松本委員への回答と若干重複するところがありますが、一旦、カトマンズの空港側が交換したのですが、障害は復旧しなかった、その原因の特定に時間がかかったということがあります。2つ目としては、交換部品の価格、送料について、商社、メーカーを含めてなかなか合意が取れなかったということで、長期間の協議調整が必要になったというところを、日本企業の対応の遅れと書いてあるという状況でございます。それから、荒木委員から、コメント、ご質問をいただいた点として、航空関連の機材供与は専門性が高いということで、専門家の派遣が必要ではないかということでございます。93年から2007年まで、航空分野における専門家を派遣しております。2010年から現在までシニアボランティアを派遣しております。空港職員の航空管制に係る能力強化を図ってきております。一方、まさにこれまでの協力における教訓から、無償資金協力による機材納入をすればすべておしまいではなくて、やはり維持管理体制の改善が不可欠であると我々としても考えております。したがって、もちろんシニアボランティアは継続的に派遣していきたいと考えております。ただ、シニアボランティアではなかなか対応できない部分も出てくると予想されまして、専門家を派遣したり、もしくは、技術協力のプロジェクトを実施して、施設、機材調達、航空管制施設・機材の維持管理といったところについて、継続的・重点的にサポートする方針でおります。長くなりましたが、以上です。

○小川座長 ありがとうございます。それでは、まず松本委員からお願いします。

○松本委員 あまり杓子定規には構えたくはないのですが、1点目は、やはりローリングプラン（事業展開計画）にはないけれども、その後、案件が出てきたと説明されてしまうと、ローリングプランは一体何なのだろうと思ってしまいます。ですから、もう少し丁寧な説明が欲しいと思います。つまり、事業展開計画にないものをここで行うということは、それ相当の理由が必要ではないか。そのために事業展開計画書を作成していると思っているので、今のご説明では納得がいきません。2点目ですが、あたかも25件の航空事故が解決されるかのような説明、もちろん、それはそれだけではないと言われてはいますが、明らかにそういうふうを受け取れてしまう。2001年に完工したというか、90年代に実施された事業のネパールインフラ整備分野の評価報告書によると、このときも、私はタイにいたのでよく覚えていますが、92年にタイ航空機が落ちたり、9月にパキスタン航空機が落ちた。連続して事故が起きた。それをもって最初の無償援助は行われていたわけですね。だとすると、あの無償援助によって航空機事故が防げなかったとも言えるわけです。もし、25件、その後に起きているとすれば、じゃ、あの援助は何だったんですかと、逆に私は問いたくなってしまう。つまり、もし本当に事故の原因がこの空港整備の問題にあるならば、そこはきちんと説明すべきです。すごく大事なところですし、この会合は、

事業の上流の部分で議論するわけですから、それが本当に因果関係としてそこが疑われる、そこにニーズがあるというのであれば、そこはきちんと説明していただかないと。非常に大事なところだと思います。昨日、JICAのところで、ジャカルタの空港整備のところでも似たような話が出ていましたが、そこはきっちりと、航空機事故は空港の整備はなく航空会社の側の問題であると指摘して、空港整備とは切り離して説明されています。つまり、事故には航空会社の問題もあるはずです。ですから、そこははっきりと、この事業の本当の、つまり、貧困国であり、開発課題がたくさんある中で、ローリングプランに入っていない事業を行うのは、25件も事故が起きているからなのか、別の理由があるのか。それを、山間の国だからという説明では、もともとローリングプランに入っていない理由がよくわからないということです。それが2つ目です。事故の原因との関係です。3つ目は、CAANについてです。これは、例えば、かつてJETROの方が評価報告書で書かれていますが、公社化された後の財政的自立に非常に問題があると。航空会社が使用料金を払わない。したがって、このCAANの運営が非常に大変であるということが書かれている。こういう状態の公社に、またこういう機材を提供して、高度な技術で、しかも独自の予算も必要であるというものが本当にできるのかどうか。この案件については、実を言うと、私は本当に協力準備調査に入っているのかどうか疑問に思っているので若干口調が強めですが、そういう点をもう一度お聞きしたいと思います。

○説明者（市口） 私の説明も若干不十分なところがあったと思いますが、事業展開計画は2010年8月時点のものであり、それから一年半たっている中で、様々な議論が行われてきております。その中で、道路の整備だけでは不十分ではないか、とりわけ、アジア開発銀行が力を入れて空港整備に取り組んでいることが象徴するとおり、主要ドナーの中でも、道路整備だけでは、なかなか時間もコストもかかるという中で、空路の拡充といったところが重要であるという認識が強くなってきているという背景も踏まえて、もちろん、ネパール政府側から強いニーズが示されていることもあって、調査を行いたいということで議論しているものでございます。2点目ですけれども、事故の件数を言ったのはミスリーディングだったかなと思っております。そこは訂正したいというか、事故の原因というの、当然、いろいろと複雑な事情もありますし、原因が究明できているもの、できていないものもありますので、先ほど申し上げた25件の事故とこの事業の必要性を関連づけるのは、少し強引かなと私としても思っているところです。ですので、25件云々ではなくて、空港のいろいろなレーダーの整備状況を他の空港と比較した場合、やはり空港レーダーについては相当旧式のものであり、航空路レーダーもないということで、安全確保の点でやはり問題があるのではないかと。まさに隣国を含めていろいろな空港と比較した場合に問題があるのではないかとということで、この案件の必要性が認識されているという状況でございます。それから、3点目のCAANの運営状況については、我々も苦労しているのが正直なところです。当然、我々のほうからも予算手当について口を酸っぱくして言ってきていますが、ネパールの政治状況もなかなか安定してこなかったと。ようやく安定してきましたけれども、そういう状況もあって、予算もついてこなかったという状況があります。ただ、政治状況は安定しつつありますし、あとは、アジア開発銀行のほうも空港のインフラ整備のみならず、運営改善も含めてかなり本格的に進めていこうということで取り組んでいますので、そこに我々も一緒に加わる形で取り組んでいきたいと思っております。そういう意味では、

今の時点では、おっしゃるとおり、まだまだということですが、技術協力も行いますということですし、アジア開発銀行のほうともいろいろな協議を始めていますので、そういった中で維持管理の改善について取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○小川座長 松本委員、いかがですか。

○松本委員 そうですね、やっぱりやったほうがいいですね、とは思いませんけれど。

○小川座長 事業展開計画になかったところが出てきたという、経緯がどうなっているのかということ、また後でフィードバックなどしていただいて、お願いできればと思います。それから、CAANですか、問題点を認識されながら進めようとされているところも、そこは大丈夫なのかという確認をいただければと思います。横尾委員、どうぞ。

○横尾委員 類似案件の評価と教訓のところ、先ほど、私の質問に答えていただいたかと思いますが、そもそもネパール側の予算措置、維持管理に何か問題があったということが類似案件で指摘されていて、それについて確保することを確認することが必要であるという教訓が導き出されたということによろしいわけですね。そうすると、日本企業側の対応の遅れ等についての教訓は何かということがよくわからなくて、先ほどのご説明では、原因特定に時間がかかったということですが、その原因特定に時間がかかったのは何なのかということが教訓ではないかと思います。ですから、ここに書いてあることは当たり前なことしか書いてなくて、予算措置、維持管理の体制を確保することを確認するのが必要ということが教訓というよりも、むしろ、これはもともと行うべきことであったということで、ここで初めて「教訓」と書くようなものではないのではないかと思います。改めて確認したということであれば、また同じようなことが起きるのではないかと思います。日本企業側の対応の遅れについて、先ほどのご説明の一つに、原因の特定に時間がかかったということですが、なぜ時間がかかったのか、原因を特定することが難しかったのか、あるいは、能力の問題なのか、時間が割けなかったのか、いろいろなことがあると思いますが、そのところまで追及しないと教訓にはならないのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

○説明者（市口） まさに予算措置、維持管理体制というところを、現時点のものではなくて、今後どうしていくのかというところを、アジア開発銀行も含めて、今、議論の途上ですので、今後どうしていくのかということを確認していくという意味で書いております。そういう意味では、今、悪いということではなくて、今後どう改善していくかということ、協力準備調査の中できちんと確認していきたいと考えております。それから、不具合の原因の特定に時間を要したというのは、やはりCAAN内、先方政府の技術レベルに問題があったということがございます。また、日本の対応の遅れについては、もちろん日本企業の問題もあるかもしれませんが、ネパール政府側の交渉能力というか、そういったところにも問題があったのではないかと思います。こうした不具合が起きている期間は、実は、JICAの専門家の支援ももう終わっていたと。それから、シアニボランティアを派遣する前だったと

いう状況もありますので、次の案件のときには、それなりの長期スパンで専門家も送って、そうした維持管理の対応、修理への対応といったところも能力向上していく、サポートしていくことが必要ではないかと思っておりますし、そうしていきたいと思っております。

○小川座長 荒木委員からの、専門家の派遣が必要ではないかということに対して、今お答えがあったかと思いますが、よろしいですか。

○荒木委員 結構です。

○小川座長 ほかに何かありますか。

○高橋委員 時間も無いと思いますが、一言だけ。少し気になっていることがあるものですから。実は、案件の妥当性をここでチェックしたいということで私たちも出席しているわけですが、この案件は、先ほどの松本委員との議論の中にも出てきたと思いますが、機材が古いから行うということ以上のものがあまり感じられません。実は、私は、ネパールの政治情勢のようなことが少し気になっていて、今、地方分権化や連邦制に向けての議論がいろいろ進んでいる中において、地方をどのようにきちんとつくっていくかということが非常に大きな課題だろうと思っています。その中で貧困という問題で、その地域の中での貧困格差のようなことをどうするかということ考えたときに、そういう観点から見ても、これは、例えば貧困削減への促進というところでも、地域間格差の是正や効果が見込まれると書いてあっても、そこはあまり説得的ではないですね。だから、いろいろな観点から見ても、この案件の妥当性が十分には、この案件の概要書だけではわかりづらいです。これは案件概要書の書き方というか、フォーマットの問題かもしれませんし、どう書いたらいいのかというところをもう少し検討したらいいのではないのでしょうか。そういう意味で、そこら辺の、特に地域間格差の問題や地域内での貧困の問題への影響などのところも、もう少し気づかってもいいのかなと思っています。例えば、今月の14日に、中国がネパールに580億円ぐらいの援助をプレッジしましたが、その中には財政支援がかなり入っています。ある意味、それはネパール国家をどうつくっていくかというところにおいての影響がわかりやすい。だけど、日本は、技術が古いから援助しますというだけで、日本の側がこれを援助しなければいけないことの優位性があまり見えてこない。そういう観点からも、ここら辺の案件の書きぶりなどはもう少し考えたほうがいいのではないかと思います。

○小川座長 今ずっと聞いていて、この案件はいろいろと書き足りないところがあるというか、もっと説明していただくところがあるような気がしますので、次回またフィードバックしていただいて、もう少し説得的に説明いただければと思います。

(4) バングラデシュ「チッタゴン上水道整備事業準備調査」（円借款）

○小川座長 それでは、次の案件に移りたいと思います。4番目のバングラデシュ「チッタゴン上水道整備事業準備調査」について、概要説明をお願いします。

○説明者（市口） 引き続き、JICAの市口から、バングラデシュのチッタゴン上水道案件についてご説明したいと思います。まず、案件概要書の「2.事業の背景と必要性」のところですが、バングラデシュにおいては、やはり水の確保が大きな課題になっております。90年代には大きく改善が見られましたが、ヒ素汚染の問題や都市部での地下水位の低下といった問題から、全国での安全な水の供給の達成率が74%にとどまっている状況がございます。都市部については、パイプ給水による上水道普及率が、若干古い数字ですが、39%にとどまっているという状況で、こうした背景のもとで、バングラデシュ政府は、地下水に依存しないような表流水の開発による水供給の改善を推進する方針を打ち出しております。本案件が対象とするチッタゴン、これはバングラデシュ第2の都市で、最大の工業都市ですが、こちらも、現状、上水道の普及率が約40%という状況で、水不足が非常に深刻で、2日に1回、1週間に1回くらいの供給しかされていない状況で、上水道整備の必要性が非常に高いという状況でございます。「(2) 当該国における上水道分野の開発政策と本事業の位置づけおよび必要性」ですが、第6次五か年計画、様々なセクターの開発計画において、安全な水の確保が強調されております。都市部においては、人口増加が著しいということで、水供給の体制整備が重視されている状況でございます。主要4都市であるダッカ、チッタゴン、クルナ、ラジシャヒにおける上水道普及率が、2005年で65%ということで、人口が急増しておりますので、普及率を保つだけでも大変ですが、これを長期的に引き上げていくという目標が設定されており、本事業は、こうした方針に合致するものでございます。「(3) 上水道分野に対する我が国の援助方針」ですが、206年5月の国別援助計画の中で、都市の上水道等を含む環境関連インフラを含む環境が開発課題として位置付けられているということで、JICAのほうも、有償資金協力、技術協力というところで様々な支援を実施してきております。他の援助機関の動向ですが、メインのドナーとしては、世界銀行がダッカ、チッタゴンにおける支援を実施しております。後ほど、世界銀行との役割分担についてご説明させていただきますが、大きな都市の支援を行っております。それから、アジア開発銀行が、ダッカ、クルナ、地方中規模都市の上下水道支援を実施しております。続きまして、「3.事業概要」です。「(1) 事業の目的」として、チッタゴン市において、上水道施設の整備及びチッタゴン上下水道公社の組織能力の強化を行うことにより、安全かつ安定的な上水道サービスの提供を図り、もっと同市住民の生活環境の改善に寄与するものということでございます。プロジェクト対象地域としては、チッタゴン市の全域。事業概要としては、取水施設、浄水場、送水管の建設、配水網改善、コンサルティングサービスということでございます。実施機関としては、チッタゴン上下水道公社。環境社会配慮については、カテゴリ分類Bとしております。それから、他スキーム、他ドナーとの連携ということですが、技術協力プロジェクトが現在、無収水対策ということで実施中です。この技術協力プロジェクトの成果に基づいて、本事業で配水網改善を行うことにしております。世界銀行との役割分担については、後ほどご説明いたします。「4.過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓」ですが、過去の上水道セクターの類似事業の事後評価から、事業の持続性確保のために、水道料金収入増加等を含む水道事業体の財務状況の健全化、経営の改善・強化が重要であるとの指摘がございます。それを踏まえて、本事業においては、技術協力プロジェクトや世界銀行と連携、役割分担しつつ、実施機関の組織強化、経営改善を実施していく方針でございます。後ほど詳細をご説明したいと思います。

います。続いて、事前に委員の皆様からいただきましたコメント、ご質問への回答でございます。まず、松本委員からいただいておりますご質問ですが、チッタゴン市の上水道整備については、カルナフリ上水道事業が2012年1月着工で、後期が30か月と報じられています。これによって、水道普及率が48%から72%に向上すると。過去の教訓では、実施機関の運営能力に課題があることは指摘されており、現在進めているカルナフリ上水道事業の運営を見極めてから次の事業に進むべきではないかというご指摘をいただいております。上水道事業の効果発現のためには、上流から下流までということ、ネットワークをきちんと整備していくことが重要であると考えております。取水した水を浄水して、送水して家庭まで配水していくことを一体として実施していくことが重要であると我々としては考えておりますし、チッタゴン地域の上水道事業に係る事前の開発調査においても、配水網改善を含めた様々な事業が連携されてタイムリーに実施されることの重要性が提示されております。今回の案件で対象としているのは、一つに配水網改善があります。こちらは、現在実施中のカルナフリの上水道整備事業及び世銀がチッタゴン地域で支援している事業には一部しか含まれていません。チッタゴンは、現在でも無収水率が30%を超えております。正確な数字はないのですが、30%は確実に超えているという状況です。カルナフリ上水道整備事業は円借款で支援しているものですが、こちらが完成すると給水量が増加して、既存の配水網が改善されない場合は無収水率がさらに高まることが懸念されます。このために、早急に本格的な配水網改善に取り組む必要があるというのが1点目でございます。もう一つとしては、カルナフリの上水道整備事業については、事業がかなり遅れていること。ただ、工事は着工していますのでここからは順調に進むと思えますけれども、チッタゴンについては、人口が急増しておりまして、都市圏人口が300万人ということ、水道普及率も40%まで低下している状況があります。したがって、カルナフリの上水道事業ができて、2010年代の半ばで普及率が49%くらいということ、十分にはほぼ遠い状況でございます。こうした需給ギャップに対応するために、浄水場の拡張及び関連する送水施設等の整備が必要になっているという状況でございます。それから、実施機関であるチッタゴンの上下水道公社の経営改善ということですが、技術協力プロジェクトの中で、無収水削減ということ、いかに水漏れしているところを発見して、そこを直していくか。まさに配水網の図面の整備からスタートして、実際にどのようにパイプを交換していくかということまでいろいろ支援しておりますが、そうした技術協力プロジェクトで無収水対策を実施しております。それから、円借款のカルナフリ上水道整備事業の中では、コンサルタントが、様々な経営改善を行っております。経営計画を立てたり、組織内の内規を設けたり、そうした支援を行っておりまして、一定の成果が得られているということで、今回の円借款案件で、ある種、普及展開していくという形での相乗効果が期待されている状況でございます。横尾委員からのご質問として、下水設備はよいのか、他機関との重複が懸念されるということで、2点のご質問をいただいております。チッタゴンの下水道設備に関しては、韓国のKOICAがマスタープランを作成して、世界銀行がインフラ整備を支援しております。一方で、全体的な優先度としては、やはり水が全く足りない、50%を切るような普及率ということで、まずは上水道整備だろうということで、さらに、JICAはバングラデシュにおいて上水道でこれまで支援実績が豊富であるということから、JICAとしては上水道分野に優先的に取り組むという方針で進めてきております。それから、他機関との重複ということですが、現在は、日本、世界銀行、韓国という3者が支援

ドナーでございます。韓国は調査だけで、実際のインフラ整備の支援は実施していませんが、日本と世界銀行については、両方ともインフラ整備をしているわけですが、地域を明確に分けて、重複がないように調整しております。荒木委員からのコメント、ご質問で、建設工事だけでよいのか、上水道整備に関する技術協力は必要なのか、資金協力だけではなく技術協力との連携が問われるところであるということがございました。まさにチッタゴン地域については、従来からご指摘の問題意識を持って、技術協力と資金協力の効果的な連携に90年代の半ばから取り組んでおります。現在、円借款案件と並行して技術協力プロジェクトが実施中でありまして、円借款によるハード、円借款で雇用されたコンサルタントによる経営改善、プラス技術協力による無収水対策ということで、かなり一体化して支援を行ってきている状況でございます。今後も引き続き、そうした形で技術協力と資金協力を一体的に運用して、事業効果の最大化に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○小川座長 荒木委員と横尾委員からのコメントに対してはお答えがあったかと思いますので、松本委員、今のお答えで何かありますか。

○松本委員 ありがとうございます。わかりました。ただ、お答えを聞くと、当初にカリナフリで予定していた72%に向上するということが、実は達成できないということが今わかりました。49%であると。そうすると、カリナフリの運営自体にいろいろ問題があったことが容易に想像できるということは、つまり、問題が解決しないまま次の事業に進むことに対して危惧があるというのが、私の一貫した、ここでの問題の指摘です。つまり、カリナフリが十分に効果を出すにはこの事業が必要であるというご説明も一理ありますが、一方で、両方ともだめになったらどうするんですかという懸念を持ってしまうのが現状です。ですから、荒木委員から、技術協力との一体化の話がよく出されていますし、私もそのとおりだと思います。ただ、今のご説明を聞くと、これまでも技術協力に取り組んできたけれども、本事業への教訓からは、この実施機関は適切な給水サービスを提供できないと書いてあるわけですね。そうすると、そもそも技術協力のあり方がどうなのだろうかということにまで踏み込んで、先ほど横尾委員がおっしゃった教訓化というところ、技術協力をあわせて行えばいいということは全く教訓ではないと思います。どのようにすれば技術協力が生かされるのかということまで踏み込んで教訓化していただきたいと思えます。以上です。

○説明者（市口） 2点ございまして、1点目としては、例えば数年前であれば、次の案件はもう少し様子を見たほうがいいのではないかという判断だったのかなと思います。ただ、一方で、技術協力を始めて3~4年たっていますし、円借款の中でも相当の経営改善を行っている。それから、ご説明しませんでした。実は、ドナー間で、日本、世銀、ADB、韓国、デンマーク、実施機関で改革プランを4~5年前に合意しまして、それに基づいて相当改革が進んでいるということで、ある種、運営維持管理という意味での最低ラインを越えているくらいの経営改善は既に行われているのではないかという判断が一つあります。それから、円借款の既往のカリナフリ上水道事業の問題は、用地取得がかなり遅れたということがあります。逆に言うと、遅れの要因は用地取得です。その大きな原因として、基本的にバングラデシ

ユの法律に従った補償が十分ではなかったというところがございます。ただ、この案件については、新しい環境ガイドラインということで、再取得価格で行うということですので、それで今回は問題なく進むのではないかと考えております。以上です。

(5) パキスタン「気象災害予報・伝達能力強化計画準備調査」（無償資金協力）

○小川座長 もう時間もなくなってきましたが、一方ではあと2件残っていますので、先に進ませていただきたいと思います。5番目の、パキスタン「気象災害予報・伝達能力強化計画準備調査」です。まず、概要説明をお願いいたします。

○説明者（木下） JICAの南アジア部でパキスタンの担当をしております。

○小川座長 時間の節約のために、皆さんは一応これを読んできておりますので、ポイントのみお願いいたします。

○説明者（木下） その前提でご説明させていただきます。それでは、パキスタンの案件についてご説明申し上げます。まず、「2.事業の背景と必要性」ですが、(1)のところでは、パキスタンの災害の現状と課題について説明しております。記憶に新しいと思いますが、2010年7月に発生した洪水では2,000万人、2011年のシンド州の洪水では540万人という甚大な被害が出ておまして、パキスタンでは、洪水に代表される気象災害が非常に甚大な規模となっています。パキスタン政府は、この被害を少しでも軽減するべく、気象災害に対する観測・予報能力と、その伝達能力の強化に取り組むこととしています。(2)では、パキスタン政府の防災セクターへの実際の取組と本件事業の必要性について説明しております。記載のとおりですが、JICAの事業との関係におきましては、現在、策定の最終段階にある「国家防災管理計画」と、これを補完する「マルチハザード早期予警報計画」の中において、パキスタン側と優先度を確認した機材の一部に位置付けております。本件機材が必要である理由は、簡単に申し上げますと、より正確な気象情報を事前に提供し、その情報を発信する能力を向上させること、ということが言えるかと思っております。(3)については、対パキスタン援助における重点の位置付けですが、記載のとおりでございます。気候変動に伴う自然災害の頻発化、大規模化に伴って、重要性は今後一層高まるものと考えております。他の援助機関の対応については(4)のとおりでございます。ADBによる支援は、インダス川支流からの洪水に対応するもの、洪水被害の気象災害におけるもの、インダス川以外の洪水リスクも含めた気象観測を行う今回の無償協力とは、こういった点で差別化しております。続いて、「3.事業概要」です。本事業の目的は、気象観測・解析と情報発信力の強化を通じ、主に洪水ということになります。洪水をはじめとする気象災害への対応能力の強化を図るものとしております。プロジェクトサイトにつきましては、(2)のとおり、気象庁の本局・支局がある都市を想定しております。(3)の事業概要として、機材の中身ですが、記載のとおりでございます。技術支援の要否、調達・施工方法につきましては、準備調査を通じて確認してまいりたいと存じます。実施機関は、(4)のとおり、パキスタンの気象庁でございます。パキスタンの気象庁については、89年と97年の2

次にわたり気象レーダーの新設にかかわる支援を行っている点を、ご参考までにお伝えしております。環境社会配慮については、気象レーダーの設置が主たるプロジェクトですので、特に大きな問題を想定していませんので、カテゴリCとさせていただきます。他スキームとの連携に関しては、防災計画策定のための技術協力のアウトプットを踏まえ、本無償案件を形成してきております。最後に、4.の(1)の類似案件の評価結果と(2)の事業の教訓ですが、この中に記載しておりますのは、過去のアジアの類似案件ですけれども、最新鋭機器の運営維持管理の点で難が認められた他国の事例を挙げております。こうした形で記載しておりますが、本件パキスタンの事業については、先ほども申し上げました89年、97年の2次にわたり供与した気象レーダーが、着実、確実に使われており、パキスタン側の自助努力で、通常の耐用年数をはるかに超えて使用されているといったことから、運用面においては特段の問題がないと判断しております。ただし、今回、久しぶりの供与で、しかも技術レベルは当然のことながら上がっておりますので、協力準備調査において、再度実施機関の運営管理能力をレビューし、能力にふさわしい機材の精査を行う予定でございます。それでは、いただいた質問のご回答に移らせていただきます。まず、松本委員からのご質問で、気象観測データの欠如が、パキスタンのように洪水災害が多い中で、非構造物といいますか、そういったところの優先度はいかがなものでしょうかというご質問でございます。この点についてご回答申し上げます。まさに、ご指摘いただいた点は、防災分野で言いますと、構造物と非構造物による対策と両輪が災害リスク軽減のためには必要なのではないかと考えております。ご指摘の構造物の対策という意味では、パキスタン側の独自財源でADBの支援等で、インダス川の護岸補強等ハード面での整備に着手しているところでございます。こうした構造物対策と並行して、非構造物による対策を進めるものでございます。それで、非構造物では何をすべきかということですが、概要でご説明したとおり、JICAでまさに上流部分で支援中の国家防災管理計画、それに付随するマルチハザード早期予警報計画の中で、パキスタン側との協議により優先度が確認された機材を今回は考えております。2点目のご質問として、国家防災管理計画策定プロジェクトがオンゴーイングのはずだけれども、そちらとの関係はいかがかというご質問については、確かにご指摘のとおり、このプロジェクトの最終レポートが出来上がるのは2012年6月になっております。ただし、まだプロジェクト実施中ではありませんが、これまでパキスタン側のカウンターパートと数回にわたり、セミナー、コンサルテーション会合を実施してきておりますので、その協議の中で、本件が非常に優先順位の高い事業であるという点は、現在、途中ではありますが、おおむねコンセンサスが得られていると私どもでは判断しております。それから、メンテナンスと運営管理能力についてもご指摘をいただいております。これにつきましては、横尾委員からも、過去の類似案件で困難があるという点が懸念ですとご指摘をいただいておりますので、あわせてお答えさせていただきます。先ほどの説明と重複しますが、過去の類似案件では、最新鋭機器の操作等の面で難が認められたと記載しておりますが、こちらはラオスの案件でしたが、同案件では、シニアボランティアによるカウンターパートへの訓練を実施したということでございます。こちらの案件は、よくよく見てみますと、カウンターパートの機関が途中で変わったり、いろいろと外部要因もあったようです。このパキスタンの案件につきましては、先ほどもご説明しましたように、過去の無償案件で供与したレーダーが耐用年数を超えても、自分たちの努力で使われているといったような状況もありますので、それを

いま一度今回の準備調査で確認した上で、そこに新たに顔が見える専門家等の技術協力が必要なのかどうかということ、この調査の中で判断していきたいと考えております。荒木委員からも共通のご質問として、今ご説明したとおりですが、この後、技協等、顔が見える援助等については、この機材についてそういう技術協力が必要かどうかはまたピンポイントで判断していくことになろうと思っておりますけれども、先ほど来お伝えしていますように、国家防災管理計画プロジェクトという上流部分での日本、JICAの顔が見える貢献をしております、その中からも貢献案件になるものを今探しているところですので、防災分野は国別援助方針の中でも特別課題として重点分野に位置付けておりますので、そうした息の長い援助を顔が見える形で実施していきたいと考えております。回答させていただきながら、説明させていただきました。

○小川座長 どうもありがとうございます。それでは、松本委員、横尾委員、何か追加でコメントがありますか。

○松本委員 たぶん、誤解されて受け取られているような説明がありましたので。私はハードの支援のことを書いたわけではなくて、私が書いたコメントは、ナショナルジオグラフィックのニュースなどを見ると、深刻な洪水被害の原因が農業や河川管理にあると書かれていると。つまり、気象データの収集によってこういう問題は解決できないわけですね。もし、原因が農業や河川管理にあるとするならば。つまり、何を言っているかということ、土地利用の問題であると言っているわけです。これは世界銀行のインスペクションパネルにかかわったインダス川流域の洪水プロジェクトのときもそうですが、洪水を建造物によって封じ込めることが、インダス川の下流域にとっては非常に大きな洪水の原因になっているということは明らかだと思います。ですから、洪水の原因についてJICAがどのように把握されているのかを知るために国家防災管理計画策定プロジェクトの文書が重要だと思ったのですが、その文書にアクセスできなかったの、ここについて説明してほしかったです。時間がないので、今ここでわざわざお願いするわけではありませんが、少なくとも、洪水の原因を追究して、その結果気象レーダーが必要だという説明がないとつながらないんですということが、私が申し上げたかったことです。

○説明者（木下） 確かに、私のほうでは、構造物か非構造物かというのは、少し的を射ていなかったと思いますが、災害が増える、あるいは、こういう甚大な被害がでるということは、いろいろな要因が複合的にあることだと思いますので、今ご指摘の点についても十分に踏まえて、もちろん、このプロジェクトの中でということにはならないかと思いますが、日本、JICAとして、この防災分野での協力を考える上で重要な視点と考えますので、今後の参考にさせていただければと思います。

○小川座長 横尾委員、何かありますか。

○横尾委員 私は松本委員と同じ意見でありまして、要するに、データを集めてもそれを使えなければ災害対策にならないだろうということで、それは、荒木さんがおっしゃっている、技術協力が非常に重要であるということです。

○小川座長　そういうご意見ということで、時間がありませんので、この件についてはこれで終わらせていただきます。

(6) モロッコ「漁業調査船建造事業準備調査」(円借款)

○小川座長　最後の6番目。モロッコ「漁業調査船建造事業準備調査」について、最初に説明者側から概要説明をいただければと思います。この概要書自体、私たちは読んでいますので、ポイントだけご説明いただいて、コメントに対するお答えを中心にお願います。

○説明者(綱掛)　外務省の国別開発協力第三課で中東・欧州を担当しております綱掛と申します。本日の会合では、議案のほぼ全てがアジア向け支援ばかりだったものですから、いきなりモロッコという中東地域への支援が話題になりますと、なぜモロッコなのかという疑問も出てくるかと思っておりますので、案件の説明をさせていただく前に、モロッコになぜ支援を行う必要があるかという点について、まずは外務省の立場からご説明させていただきたいと思っております。モロッコは、概要書添付の地図でも御確認頂けますように、アフリカ北部の大西洋岸に位置しております。このあたりのモロッコ水域は、大西洋クロマグロの優良な漁場でございます。そういうこともありまして、実は、日本政府も、1985年に「遠洋漁業に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の協定」を結び、それ以来約30年にわたって同国との漁業分野での協力を積極的に進めてきております。そういう協力関係を踏まえて、我々としても、30年間にわたって水産無償あるいは技術協力を実施してきたのですが、これに対して、実はモロッコ側も我が国漁船に格安の入漁料で当該水域でのマグロ延縄漁業の操業を認めてきていただいております。この30年にわたった協力ですが、一方で、モロッコも相当経済発展が進んでおりますので、無償による支援に限界が生じてきました。そういうことで、我々としても、従来の水産無償に代わる支援のあり方として円借款の活用の可能性をずっと模索してきたのですが、残念ながら漁業水産分野の通常のプロジェクトはなかなか円借款に馴染まないという事情もありまして、苦勞してきた経緯があります。そうした中で今回初めて、無償から円借款への移行に相応しい案件として、かつては水産無償で供与していた漁業調査船を今度は円借款にて追加調達したいという要請がモロッコ政府からありましたので、我々としてもこの案件を是非とも進めたいと思って調査を採択したというのが、今回の事業の背景でございます。

○説明者(辛島)　JICAの中東第一課の辛島です。よろしくお願いたします。モロッコ漁業調査船建造事業の案件概要についてご説明させていただきます。まず「2.事業の背景と必要性」ですが、モロッコにおける水産セクターの開発実績と課題ということで、モロッコにおきましては、水産業が沿岸漁民の生計手段の確保及び外貨獲得からも重要な産業の一つとなっております。しかしながら、近年、魚の生息域の変化や資源の減少ということで、モロッコにおける漁獲量が減少傾向にある状況でございます。モロッコにとって重要な水産業を持続的に行うためには、適切な水産資源の管理が必要であるということでございます。現状では、モロッコから、沿岸地域の、距離的に近いところはかなり調査を進めていますが、200カイリと言われている排他的経済水域等、広い分野については、この水産資源調査が十分に行わ

れていない状況でございます。また、個別の漁獲割当量も、現在では、過去に1種類にしか設定されていないということで、持続的な水産資源管理に関して、漁獲割当の魚種を増やしていく必要があるという認識をモロッコ政府として持っております。水産資源の調査の実施機関としては、国立漁業研究所（INRH）というところがありまして、こちらは現在2隻の漁業調査船を有しておりますが、2隻とも日本の無償資金協力で供与したものでございます。水産セクターの開発と本事業の位置付けにつきましては、農業・漁業省の新漁業戦略及び、実施機関の戦略開発計画に基づいて本事業調査船の建造の必要性がうたわれております。水産セクターに対する我が国の援助方針につきましては、今、モロッコ事業展開計画におきましては、ここに書いてあるとおりですが、開発課題、経済競争力の強化・持続的な経済成長及び協力プログラム、産業振興に位置付けられております。これまでの同分野向けの支援については、綱掛補佐から説明があったとおりでございます。次のページに移りまして、「3.事業概要」、「(1)事業の目的」ですが、モロッコにとって重要な水産分野において、国立漁業研究所が3隻目の新しい漁業調査船を建造することによって、水産資源調査能力の強化を図って、それによって水産資源の適切な管理を図っていくということで、水産業自体の持続性を確保したいということでございます。プロジェクトサイトですが、母港はモロッコ南西部のアガディール市を予定しております。実施機関の本部がございましてカサブランカが保守・管理基地、そして、モロッコ北部のタンジェ市が寄港地となっております。事業概要としては、調査船1隻の建造を調達する。この調達を支援するコンサルティングサービスということになっております。借入人はモロッコ政府。実施機関としては、国立漁業研究所自体あるいはその監督官庁である農業・漁業省については本調査内において確認予定となっております。環境社会配慮については、C分類でございます。他スキームとの連携ですが、水産分野については、長年にわたって日本が支援してきたということがありまして、現状においても、2010年から技術協力プロジェクトが1件動いているということで、ここに書いてございます、小型浮魚資源調査能力強化プロジェクトを実施しております。ここにおいて、水産資源調査の手法の能力強化とキャパシティビルディングを今図っておりますので、この手法強化については、新しく建造する3隻目の調査船の利用においても十分活用ができるものと思っております。その他特記事項ですが、現在、実施機関が有している2隻の船は、両方とも日本の船ということで、日本の船の操船にモロッコ側が慣れているということが1点と、日本の船の特徴として、ディーゼルの推進機関となっております。ヨーロッパのほうは電気による推進が主でありまして、ディーゼル推進については構造がシンプルであるということもありまして、初期投資や運営費が電気推進よりも安いとか、メンテナンスが容易である、操船が容易であるというメリットがあります。その点についてはモロッコ政府も十分に理解しております。今回の調査結果を踏まえて、本邦技術活用条件（STEP）の適用についても検討したいということになっております。「4.過去の類似案件の評価結果と本事業の教訓」ですが、過去の無償資金協力で供与した漁業調査船については、高度な技術を必要とする機材では専門家派遣等の技術協力をあわせて行う必要があるということになっております。本事業への適用につきましては、現在、技術協力プロジェクトで、水産資源調査能力強化の技術協力も実施しておりますし、さらにそれに続く形で、この3隻目の調査船の操作やメンテナンス方法、新しい船の活用等について、新たな技術協力も今回の協力準備調査の中で検討していきたいと考えております。続きまして、委員からいただきましたコメントに

対するご説明をしたいと思います。松本委員からのご質問で、モロッコ漁民の6割を占める沿岸漁民にとって、主要な漁獲対象種であるイワシなどの多獲性浮魚資源の持続利用のため、1999年に調査船を無償資金協力で建造した。しかし、事後評価書によると、十分に活用されていない。その後の専門家派遣等の技術協力プロジェクトによって、問題点や対処方針が明らかになったものの、JICAの案件概要表（2012年1月5日現在）によれば、2008年3月末の技プロ終了時点でも、「派遣期間内に十分協・実施することが出来なかった」と書かれているというご指摘をいただいております。本件に関してですが、委員がご指摘の案件概要表というのは、2005年から2008年に実施しました技術協力プロジェクトのもので、その案件概要の「プロジェクトの背景」というところに書かれている部分であります。背景ということで、2005年の技術プロジェクトが始まる前ということで、それに先立ち2001年から2003年に専門家派遣等という形で技術協力を実施しまして、2001年から2003年の技協が終わった段階での状況を記載させていただいております。実際には、2005年から2008年の技術協力を実施した後の状況としては、漁業調査船に関して、船体からのノイズの問題、音響探査機であるソナーが十分に活用されていなかったという問題がありましたが、それにつきましては、船体の維持管理の改善、機器操作の改善ということを、2005年から2008年の技協プロジェクトを通じて実施しまして、上記の課題については解決しているという状況でございます。続きまして、松本委員からのご指摘でございます。このような状況において、新たに排他的経済水域200カイリ、遠くまでの水域の水産資源把握のための調査船を支援するのは時期尚早と考えられると。浮魚の漁獲量は減少傾向にあるとはいえ、沿岸漁民の生計を考えれば、これらの魚種の持続的資源利用を核にすることを優先するべきと考えるというご指摘をいただきました。この点に関しましては、今のモロッコの漁業省の考え方としては、水産資源の調査の仕方について、より総合的に調査、評価を行いたいという基本方針がございます。そのためには、調査項目をより多様なものに発展させていきたいと。具体的に言いますと、魚だけに限らず、潮の状況や海洋の監視、あとは食物連鎖的な、魚が何を食べ、さらにそれが何に食べられるとか、より多様な総合的評価を行いたいという意向がございます。そのためには、長い航海の調査が必要であるということで、多様な機器も必要ということで、これまでよりは大規模な船を建造したいという意向がございます。また、沿岸漁業か、沖合漁業かという議論もあるかと思いますが、モロッコ政府としては、漁獲量が少しずつ減っているという状況を考えて、もちろん沿岸漁業も大切ですが、排他的経済水域における、よりモロッコから離れた地域における水産資源調査も現在は弱い状況にありますので、そこを強化するためには3隻目の調査船の建造がぜひ必要であるということでございます。引き続きまして、横尾委員からいただきましたコメントですが、他機関との重複という点についてご説明させていただきます。水産資源調査につきましては、モロッコは、ノルウェーやフランスとの間において、海洋調査を共同で実施している実績がございます。また、ミレニアムチャレンジのMCCからは、零細漁民の漁業データのデータベース化という支援を現在受けている状況でございます。今回の協力準備調査の目的であります、新しい船を調達するということとは協力内容が違うということで、重複は存在しないと考えております。以上です。

○小川座長 どうもありがとうございます。それでは、コメントをいただいた松本委員と横尾委員、横尾委員は今ご説明があったかと思いますが、松本委員、よろし

いですか。

○松本委員 結構です。

○小川座長 ほかの委員から、何かコメントがありますか。

○市村委員 この事業への教訓として概要書には「技術協力を組み合わせた供与を検討する」とありますが、過去に供与した2隻の漁業調査船の評判や評価が必ずしも高くないとすれば、これに今回予定する円借款での調査船を加えて、ひとつの技術協力案件としてパッケージで継続することは検討できませんか。うまく活用されていないのは、何か問題がある気がしますので、過去に供与した分もカバーする技術協力のほうが、日本の国益になるのではないのでしょうか。

○説明者（辛島） ありがとうございます。私の説明がまずかったかもしれません。1隻目が1985年とかなり古い船で、2隻目が1999年ということで、特に2隻目で供与した調査船については、船体のノイズや音響探査機器について課題があったことは事実でございます。しかし、その後、2001年から2003年に、専門家の派遣や、2005年から2008年に技術協力プロジェクトということを実施することによりまして、2隻目の問題は解決されております。現状におきましては、1隻目も、2隻目も、それぞれ年間170日くらい、非常に有効に活用されております。現状、特段大きな問題はないのですが、さらに2010年から新しい技術協力プロジェクトを実施しておりますが、これは何かと申しますと、水産資源調査の調査手法をより総合的な評価をするような方で、調査手法のレベルアップという意味での技術協力プロジェクトです。決して、1隻目、2隻目に何か問題があつてということではなくて、調査手法自体をより、魚だけを追うということではなくて、先ほど説明させていただきましたように、海流を調べたり、食物連鎖を調べたりということで、包括的に調査項目を増やして、水産資源の調査レベルを上げるという評価手法を、今、技術協力で実施しているという状況でございます。

○市村委員 わかりました。

○小川座長 それでは、ご意見をたくさんいただいたと思いますので、これで新規採択調査案件に関する議論は終えたいと思います。

4 事務局からの連絡

○小川座長 事務局から何か連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○事務局（本清） 本日は、長時間にわたりましてご検討いただきまして、ありがとうございました。事務局からは、本日、ファスト・トラックの話の際に、開催の頻度等いろいろとご意見をいただいておりますけれども、通常ではこの会議は四半期に1度ですので、次回は4月中旬をめどに開催させていただきたいと思っております。委員の皆さん、お忙しいと思っておりますけれども、日程の調整にご協力をお願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

○高橋委員 もう終わりになるところですが、実は、このように議論をしていくと、また改めていろいろとコメントなどが出てきて、どうしても時間の関係でなかなか会議の中で発言しきれないところがあります。そういうものは、委員から書面にしておいたら、それを議事録と一緒に資料として出していただくとか、何か返事をいただくことは可能でしょうか。

○事務局（本清） 先ほどもフォローアップの関係で、会議の後、横尾委員からいただいたものについて、書面で書かせていただいたりしていますので、そうしたものを委員の皆さんからいただきましたら、なるべく誠実にお答えするような形で、次回のフォローアップという形でご報告できるような方策を考えたいと思います。それでいかがでしょうか。

○高橋委員 わかりました。例えば、今年、防災関係の大きな国際会議を日本も計画していると思うので、そういう意味では、防災案件をどうするかということが結構重要だったりするのではないかと考えていて、今回、時間の関係であまり議論はできなかったのですが、そういう観点からコメントできればと考えています。

○小川座長 それでは、以上をもって開発協力適正会議第2回会合を終わりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

午後5時30分閉会